

平成 30 年 第 11 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 11 月 5 日 (月) 午前 9 時 00 分～午前 10 時 10 分
2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室
3. 出席委員 (33 人)

1 番 片渕久司 委員	2 番 香月一夫 委員	4 番 津田 保 委員
6 番 木室徳好 委員	7 番 吉原春樹 委員	8 番 赤坂隆義 委員
9 番 中村勝郎 委員	10 番 野田弘之 委員	11 番 宮崎裕二 委員
12 番 岩石 学 委員	13 番 井崎陽子 委員	14 番 池上勝文 委員
15 番 香月幸雄 委員	16 番 香月伸幸 委員	17 番 吉岡保則 委員
18 番 森口弘実 委員	19 番 川崎敏樹 委員	20 番 小柳眞佐美 委員
21 番 森 邦之 委員	22 番 石田義明 委員	23 番 小野愛子 委員
24 番 山口八州男 委員	25 番 田口千津子 委員	26 番 片渕秋正 委員
27 番 松尾利助 委員	28 番 光武直広 委員	29 番 溝上博信 委員
30 番 永石恒弘 委員	32 番 南條喜代己 委員	34 番 溝口修一郎 委員
35 番 木下善明 委員	36 番 中村秋男 委員	37 番 川崎 薫 委員

4. 欠席委員 (4 人)

3 番 川崎勝巳 委員	5 番 井上保博 委員	31 番 岩永廣康 委員
33 番 中村康則 委員		

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
(3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(4) 専決事項の報告及び承認について
(5) 平成 30 年白石町農用地利用集積計画 (11 号) の承認決定について
(6) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1) 合意解約の報告

- 業務連絡事項 (1) 第 12 回農業委員会総会の日時及び場所
(2) 宅地周りの農地の検討部会の報告
(3) 農地パトロールについて
(4) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久原雅紀 農地農政係長 野中和男 農地農政係長 吉原浩

農地農政係 渕上悦子

7. その他出席職員

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、平成30年11月第11回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 今日は、第11回農業委員会総会ということでご出席いただきましてご苦労様でございます。慎重に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、3番川崎勝巳委員、5番井上保博委員、31番岩永廣康委員、33番中村康則委員から欠席の届けがあっております。本日の出席委員は37名中33名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。この後の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、32番の南條喜代己委員、34番の溝口修一郎委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第175号 =

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第175号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第175号。

権利の種類は所有権移転（売買）。

申請農地の表示。大字戸ケ里字一本松〇〇番、田の3,590㎡です。

譲渡人は、白石町大字牛屋〇〇番地、西南の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字戸ケ里〇〇番地、廻里津の〇〇さんです。

耕作面積は、田11,368㎡、畑326㎡、計11,694㎡です。

稼働力は男1名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人双方の要望となっております。譲受人は作業委託等を行いながら、他の農地同様適切な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係なども問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、1ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元委員として、10月27日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は、現在、米・大豆・そ菜を中心に約0.8haの規模で営農されております。今回、譲渡人が売却を希望されたところ、申請農地が譲受人の自作地に隣接していることもあり、購入されることになりました。譲受人は、今後、周辺地域と協力して耕作することをお約束されており、所有権移転については問題ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 地元委員の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第175号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第175号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第176号 =

議長 続きまして、議案番号第176号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第176号。

権利の種類は所有権移転(贈与)です。

申請農地の表示。大字馬洗字馬洗〇〇番、田505㎡です。

譲渡人は、佐賀市鍋島〇丁目〇番〇号、〇〇さんです。譲受人は、白石町大字馬洗〇〇番地、神辺の〇〇さんです。

耕作面積は、田10,109㎡、畑602㎡、計10,711㎡です。

稼働力は男1名、女1名です。

申請の事由は、譲渡人の要望です。譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、

申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、2 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として10月30日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、佐賀市在住の譲渡人より、以前からの知り合いである神辺の譲受人へ贈与するための申請となります。譲受人は、米、麦、大豆を中心に約1haの規模で営農されており、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することをお約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第176号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第176号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第177号＝

議長 続きまして、議案番号第177号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第177号。

権利の種類は所有権移転（贈与）です。

申請農地の表示。大字今泉字綱代〇〇番、〇〇番、田4,560㎡です。

譲渡人は、愛知県岡崎市宇頭町字東山〇〇番地、〇〇さんです。譲受人は、白石町大字東郷〇〇番地、東郷移の〇〇さんです。

耕作面積は、田282,158㎡、畑451㎡、計282,609㎡です。

稼働力は男5名、女3名です。

申請の事由は、譲渡人の要望です。譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての

農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、3ページから4ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として10月26日に事務局と現地確認を行いました。これまで田を管理されていた母親が死亡し、申請者は遠方で、耕作や管理ができないため、長年耕作されている譲受人に贈与したいという強い希望がありました。譲受人は、米、麦、玉葱、蓮根を中心に約28haの規模で営農されており、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することをお約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 地元委員の補足説明が終わりました。これについては議事参与の制限がございます。○番の〇〇委員についてはしばらく退席をお願いします。

(○番〇〇委員、退席)

議長 では、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番〇〇です。2町8反2畝耕作していて、なぜ、あっせんに乗せられないのですか。贈与する理由があるのですか。それは意向かも分かりませんが、あっせんすれば、税金かからないでしょう。〇〇さんは認定農業者ではないのですか。

事務局長 譲渡人の意向ということです。管理者の急死に伴い耕作ができないので、これについては贈与をしたいということです。

○番 これは大した贈与税ですよ。そういうことをしないで、あっせんに乗せてやれば税金はかからないでしょう。意向かもわかりませんが、そういう指導はしなくてはならないのではないのでしょうか。

事務局 こちらの案件につきましては、あっせんという話もしましたが、譲渡人から、〇〇さんにお渡ししたいと強い要望がありました。また登記についても譲渡人が行くと、すべて資料も揃えられておまして、今回、売買という話はまったく出てきておりませ

ん。

○番　　そういう意向かもしれませんが、せっかくあっせん事業があって、認定農業者に農地を集積する場合は税金の免除などがあるのに、そういうのを指導するのが、農業委員会の仕事でしょう。

事務局　　せめて片方だけでもという話はしました。それでもお渡しする方が譲渡したいと強い希望をされましたので、そちらの意向を尊重しまして、今回、3条の贈与という形にさせていただきます。

○番　　譲渡人の方に、これは贈与税がかかりますという話はしていますか。

事務局　　その点も、〇〇さんの方には話をして納得をさせていただいております。贈与につきましては2反までは税金がかからないのですが、それ以上になりますと贈与税がかかってきます。こちらは贈与税が評価額として100万ちょっとかかりますので、2割ぐらいになる予定です。〇〇さんは、贈与税を払うということで承認されています。

○番　　あっせんをしたらそんなことしなくていいのに。決まっているならどうしようもないけど。今後はそんな指導はしていかなくてもいいと思う。

事務局長　　ひとつは、事務局担当が言うように、あっせんのことでも全て説明をしたうえで、譲渡人がこの方法を取りたいというのがあったということでご理解いただきたい。申し上げてないわけでもなくて、800万控除のこともお話はしておりますし、贈与の場合は受ける側が贈与税を支払うものということもお話しておりますし、その結果ここに落ち着いたということです。

○番　　納得されているのであればいいです。

議長　　他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長　　ないようですので採決に入ります。議案番号第177号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長　　ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第177号は申請どおり当委員会に

において許可することに決定します。

議長 ○番〇〇委員の入室を認めます。

(○番〇〇委員、着席)

= 議案番号第 178 号 =

議長 続きまして、議案番号第 178 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 178 号。

権利の種類は所有権移転（贈与）です。

申請農地の表示。大字今泉字綱代〇〇番、田 316 m²です。

譲渡人は、愛知県春日井市上条町〇丁目〇〇番地、〇〇さんです。譲受人は、白石町大字東郷〇〇番地、東郷移の〇〇さんです。

耕作面積は、田 282,158 m²、畑 451 m²、計 282,609 m²です。

稼働力は男 5 名、女 3 名です。

申請の事由は、譲渡人の要望です。譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。譲渡人は、今年この農地を相続されましたが、遠方のため、耕作や管理ができなため、長年耕作されている譲受人に贈与したいという強い希望がありました。譲受人は、米、麦、玉葱、蓮根を中心に約 28ha の規模で営農されており、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することをお約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 地元委員の補足説明が終わりました。これについては議事参与の制限がございます。○番の〇〇委員についてはしばらく退席をお願いします。

(○番○○委員、退席)

議長 では、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 178 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 178 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

議長 ○番○○委員の入室を認めます。

(○番○○委員、着席)

= 議案番号第 179 号 =

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 179 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 4 条の規定による許可申請について。

議案番号第 179 号。

申請農地の表示。大字大渡字下一本松○○番、田 406 m²、同じく○○番、田 59 m²、同じく○○番、田 17 m²、計 482 m²です。

申請者は、白石町大字大渡○○番地、下箕具の○○さんです。

転用目的は、農業用倉庫、車庫兼納屋、来客用駐車場、家庭菜園、通路となっております。

転用の事由としまして、○○番については、昭和 50 年代後半頃より、祖父が玉葱小屋、ネギ小屋として建築造成していた。その後、平成 18 年頃に農業用倉庫、車庫兼納屋、来客用駐車場として利用していた。また、今回新たに家庭菜園と通路を整備したいというものです。始末書の提出があります。

事業または施設の概要は、農業用倉庫 40.00 m²、車庫兼納屋 76.00 m²、来客用駐車場(4 台) 60.00 m²、家庭菜園 24.00 m²、通路、その他 282.00 m²です。

位置及び影響等は、東側が畑、水路、田、西側が田、宅地、南側が田、北側は水路、

宅地、畑です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、〇〇番は農振除外が当初からなされています。〇〇番、〇〇番は、農振除外が平成 30 年 10 月 11 日に一般で決定公告がされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては 6 ページから 7 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、農業用倉庫、車庫兼納屋、来客用駐車場、家庭菜園、通路の整備を目的とするものであります。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 179 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 179 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 180 号 =

議長 続きまして、3. 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議題といたします。

議案番号第 180 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

議案番号第 180 号。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示。白石町大字大渡字下一本松〇〇番、田 865 m²、同じく〇〇番、田 8,381 m²、同じく〇〇番、田 4,993 m²、同じく〇〇番、田 1,553 m²、同じく〇〇番、田 60 m²、合計で 15,852 m²です。

譲渡人は、白石町大字大渡〇〇番地、下箕具の〇〇さん、白石町大字大渡〇〇番地、〇〇さん、福岡県筑紫野市美しが丘南〇丁目〇〇番地、〇〇さん。譲受人は白石町大字馬洗〇〇番地、法蔵寺の社会福祉法人 歌垣福祉会 理事長 〇〇さんです。

転用目的は、特別養護老人ホームとなっております。

転用の事由としまして、現在使用している施設は築 42 年が経過し、老朽化が進んでいる。また、杵島山の山中にあり積雪の安全面からも移転を考えていた。申請地は交通の便がよく、地域住民との交流も期待できる住環境である。現施設と同一地区内にある申請地に特別養護老人ホームの建設及び駐車場、調整池を造成したいというものです。

事業または施設の概要は、特別養護老人ホーム 2,710.00 m²、駐車場（調整池）3,265.00 m²、緑地・花畑・広場 5,056.00 m²、通路・その他 4,821.00 m²です。

位置及び影響等は、東側が水路、西側が道路、南側が道路、北側は宅地・水路・田・畑です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、〇〇番は、農振除外が当初からなされています。〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番は、農振除外が平成 30 年 10 月 11 日に一般で決定公告されております。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、公益性が高いと認められる事業（土地収用法該当事業）です。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 9 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 26 日に譲受人と事務局とで現地確認を行いました。今回の転用申請は、公益性の高いと認められる『特別養護老人ホーム』の建設を目的とするものであります。申請の土地は、交通の便がよく、地域住民との交流も期待できる住環境がとても良い場所です。須古地区で特別養護老人ホームの建設、駐車場や調整池が確保

できる適した場所として、所有者である譲渡人3人との売買が成立し申請に至っていません。周辺農地への影響もなく、また、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第180号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第180号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第180号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第181号＝

議長 続きまして、議案番号第181号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第181号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地の表示。白石町大字福富字一本楠〇〇番、田282㎡です。

貸付人は、白石町大字福富〇〇番地、上区の〇〇さん、借受人は白石町大字福富〇〇番地、上区の〇〇さんです。

転用目的は、駐車場、車庫物置となっております。

転用の事由としまして、平成15年頃に、車庫・物置の一部として造成建築をしていた。自営業用の駐車場が不足したため、今回新たに申請地を駐車場として整備したいというものです。始末書の提出があつています。

事業または施設の概要は、駐車場266.00㎡、車庫・物置、30.00㎡、その他6.00㎡です。宅地同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が田、西側が宅地、南側が道路、北側は宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、当初から農振除外がなされております。

農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、許可基準の該当事項は、既存の施設の拡張（拡張に係る敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）。土地改良施設等へ

の影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては10ページから11ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として10月25日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、借主の自営業である造園業の駐車場として利用している雑種地に息子が住宅建築を計画しているため、申請地を自営業用の駐車場として利用したいと希望されているものです。申請地は、貸付人の自作地であり、宅地に隣接している狭い農地であることから、周辺農地への影響もなく、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第181号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第181号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第181号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第182号＝

議長 続きまして、議案番号第182号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第182号。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示。白石町大字遠江字本元〇〇番、田3,553㎡、同じく〇〇番、田608㎡、同じく〇〇番、畑179㎡、同じく〇〇番、畑234㎡、合計で4,574㎡です。

譲渡人は、鹿島市浜町甲〇〇番地、〇〇さん、譲受人は白石町大字遠江〇〇番地、〇〇さんです。

転用目的は、型枠大工用作業倉庫、資材置場、作業スペース、駐車場となっております。

転用の事由としまして、現在、型枠大工事業を営んでいるが、事業拡大に伴い、申請地に型枠大工用作業倉庫、資材置場、作業スペース、駐車場を整備したいとのことです。

事業または施設の概要は、型枠大工用作業倉庫 952.74 m²、資材置場 300.00 m²、作業スペース 900.00 m²、駐車場 275.00 m²、通路・その他 2,159.26 m²です。宅地同時利用となっております。

位置及び影響等は、東側が宅地・水路、西側が田、南側が水路、北側は道路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、〇〇番は、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直して決定公告されております。〇〇番、〇〇番、〇〇番は農振除外が平成 30 年 10 月 11 日に一般で決定公告されております。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、12 ページから 13 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明は事務局が意見書を代読いたします。

事務局 (地元農業委員として〇番〇〇委員が 10 月 26 日に事務局と現地確認を行われております。お預かりしました意見書を代読させていただきます。)

地元農業委員として 10 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、型枠大工事業を営んでいる譲受人が事業拡大に伴い、申請地に型枠大工の作業場の建設を計画されております。周辺農地への影響もなく、また、土地の利用状況から見ても、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をよろしく願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第 182 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 182 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 182 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 183 号 =

議長 続きまして 4.「専決事項の報告及び承認について」を議題とします。議案番号第 183 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 専決事項の報告及び承認について。白石町農業委員会業務規則第 2 条の規定によりあっせん委員を指名したので報告し承認を求める。

議案番号第 183 号。

申出農地の表示、大字福富下分字第一田渕〇〇番、田の 3,324 m²、同じく〇〇番、田 2,952 m²、計 6,276 m²。2 筆とも農振農用地区域内です。

あっせん申出者、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さんです。申請理由はその他の農地の処分です。あっせん委員が、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員です。

専決事項で行う、あっせん委員の指名については、白石町農業委員会業務規則第 2 条 6 号により規定されており、規定に基づき指名の報告をいたしまして、承認を求めるものでございます。議案の位置図は 14 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

議長 説明が終わりました。これについて何かございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 183 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 183 号は当委員会で承認することに決定いたします。

= 議案番号第 184 号 =

議長 続きます。議案番号第 184 号、5.「平成 30 年白石町農用地利用集積計画（11 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 184 号、

平成 30 年白石町農用地利用集積計画（11 号）の承認決定についてご説明します。はじめに所有権移転関係でございます。今回は 4 件となっております。

整理番号の 1 番、買い手は新拓の〇〇さん。売り手は南区の〇〇さん。土地の表示は、大字新拓〇〇番、田の 1 筆で 2,761 m²。利用目的は蓮根。所有権の移転時期は平成 30 年 11 月 6 日、支払期限は平成 31 年 3 月 29 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 54,917 m²です。

整理番号 2 番、買い手は東六府方区の〇〇さん。売り手は東六府方区の〇〇さん。土地の表示は、大字福富下分字第一田刈〇〇番、〇〇番、田の 2 筆で 6,276 m²です。利用目的は米・麦。所有権の移転時期は平成 30 年 11 月 6 日、支払期限は平成 30 年 11 月 30 日。10a 当たりの対価は、〇〇円。総額で〇〇円です。支払方法は、佐賀銀行口座への振込み。取得後の経営面積は 134,559 m²です。認定農業者です。

整理番号 3 番、買い手は東六府方区の〇〇さん。売り手は東六府方区の〇〇さん。土地の表示は、大字福富下分字庄兵エ〇〇番、田の 1 筆で 2,777 m²。利用目的は米・玉葱。所有権の移転時期は平成 30 年 11 月 6 日、支払期限は平成 30 年 11 月 30 日。10a 当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 66,287 m²。認定農業者です。

整理番号 4 番、買い手は東六府方区の〇〇さん。売り手は東六府方区の〇〇さん。土地の表示は、大字福富下分字庄兵エ〇〇番、田の 1 筆で 4,502 m²。利用目的は米・玉葱。所有権の移転時期は平成 30 年 11 月 6 日、支払期限は平成 30 年 11 月 30 日。10a 当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 66,287 m²。認定農業者です。

次に、利用権設定の関係でございます。2 ページから 5 ページにかけて 58 件、6 ページから 8 ページにかけて農地中間管理機構への利用権設定関係が 22 件、合わせまして 80 件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が 78 件、使用貸借権設定が 2 件となっております。そのうち新規が 55 件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが 40 件で、再設定は 25 件でした。また農地利用集積円滑化団体である JA を通して設定をされているものが 34 件です。今回の利用権の総面積は 566,623.44 m²です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが 7 件、個人によるものが 73 件、農地中間管理機構によるものが 22 件となっております。今回より農地中間管理機構分は、佐賀県農業公社からのデータを基に作成しています。なお、今回の計画の中で未相続農地は 12 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、80 件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。所有権移転について審議します。これについては議事参与の制限がございます。○番〇〇委員はしばらく退席をお願いします。

(○番〇〇委員、退席)

議長 質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 184 号の所有権移転について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 184 号の所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 ○番〇〇委員の入室を認めます。

(○番〇〇委員、着席)

議長 つづきまして、利用権設定について審議します。これについては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与の制限がございまして、○番の〇〇委員、○番の〇〇委員、○番の〇〇委員については、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。

何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 184 号の利用権設定について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 184 号の利用権設定については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 185 号～第 189 号＝

議長 続きまして、6.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 185 号から 189 号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 185 号。申し出農地の表示。大字堤字船野〇〇番、田の 3,331 m²、同じく〇〇番、田 2,538 m²、計 5,869 m²です。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字堤〇〇番地、船野の〇〇さんです。申請理由は、高齢、後継者なしによる農地の処分です。議案の位置図は、15 ページ、16 ページをご覧ください。

議案番号第 186 号。申し出農地の表示。大字八平字八平〇〇番、畑の 3,932 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、東区の〇〇さんです。申請理由は後継者なしによる農地の処分です。議案の位置図は、17 ページをご覧ください。

議案番号第 187 号。申し出農地の表示。大字福富下分字大福〇〇番、田の 2,892 m²、同じく〇〇番、田 1,963 m²、同じく〇〇番、田 3,939 m²、同じく〇〇番、田 1,299 m²、合計 10,093 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さんです。申請理由は高齢による農地の処分です。議案の位置図は、18 ページをご覧ください。

議案番号第 188 号。申し出農地の表示。大字牛屋字平五左エ門搦〇〇番、田 3,133 m²、同じく〇〇番、田 1,499 m²、大字牛屋字大黒搦〇〇番、田 5,197 m²、合計で 9,829 m²です。すべて農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字牛屋〇〇番地、中央の〇〇さんです。申請理由は離農による農地の処分でございます。議案の位置図は、19 ページから 20 ページをご覧ください。

議案番号第 189 号。申し出農地の表示。大字深浦字大搦〇〇番、田の 1,374 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字深浦〇〇番地、深浦西分の〇〇さんです。申請理由はその他の農地の処分です。議案の位置図は、21 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 185 号から議案第 189 号まで 5 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めら

れておりますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 議案番号第 185 号から 189 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願ひします。

議案番号第 185 号。

○番 ○番と○番委員でお願ひします。

議長 2 つともですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 186 号。

○番 ○番と○番委員でお願ひします。

議長 議案番号第 187 号。

○番 ○番と○番委員でお願ひします。

議長 全部ですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 188 号。

○番 ○番と○番委員でお願ひします。

議長 全部ですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 189 号。

○番 ○番と○番委員でお願ひします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 185 号は○番○○委員と○番○○委員、186

号は○番○○委員と○番○○委員、187号は○番○○委員と○番○○委員、188号は○番○○委員と○番○○委員、189号は○番○○委員と○番○○委員、それでは担当職員をお願いします。

事務局長 議案番号第185号は○○、186号は○○、187号は○○、188号、189号は○○です。以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによろしくをお願いします。

議長 それでは、あっせん委員になられました方はよろしく願います。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

① 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第12回農業委員会総会の日時及び場所
- ② 宅地周りの農地の検討部会の報告
- ③ 農地パトロール(日程の決定)
- ④ その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第11回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時10分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員